

## 教育訓練経費等確認書

- 以下の点に「正しく」お答えください。
- 記載すべきことを記載しなかったり、偽りの記載があった場合には、不正受給として、以後給付を受けられなくなるばかりでなく、返還命令（不正に受給した金額の返還）、納付命令（返還額に加え、返還額の2倍の金額の納付）を受け、また、場合によっては詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。  
なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付の支給申請に係る公共職業安定所の調査・質問に虚偽の陳述をした場合は納付命令の対象となることがあります。
- 教育訓練経費とは、申請者自らが教育訓練施設に対して支払った入学金及び受講料（最大1年分）の合計をいい、検定試験の受講料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る費用、学償等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコン等の器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額等については含まれません。  
受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）が行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を、教育訓練経費に加えることができます（ただし、その額が2万円を超える場合の教育訓練経費とできる額は2万円までとなります。また、平成29年1月1日以降にキャリアコンサルティングを受講した場合に限ります。）。  
また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当等を支給する場合であっても、その手当等のうち明らかに入学金又は受講料以外に充てられる額を除き、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。ただし、教育訓練給付の支給を受けた後に、事業主等から手当等が支給された場合は、支給申請を行ったハローワークに速やかに届け出てください。  
なお、上記の受験料、受講者に対して現金還付が予定されている費用、手当等の有無やその内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。

- 1 現在、他の教育訓練講座を受講中ですか。又は今後、受講する予定はありますか（受給した給付金額の大小に関わらず、先に給付された教育訓練給付金が優先され、給付金を最後に受給した日の翌日から3年間は一般教育訓練給付金を受給することができません。また、給付金を最後に受給した日の翌日から10年間は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができません）。

はい                      いいえ

↓

- ・ 「はい」と答えた方に伺います。受講中又は受講予定の教育訓練講座の受講開始日（予定含む）はいつですか。

受講中      （受講開始日                      年              月              日）

受講予定      （受講開始日（予定）                      年              月              日）

- 2 教育訓練施設（販売代理店等を含みます。）に対して実際に支払った入学金・受講料の合計額はいくらかですか。（支払っていない場合には0と記載して下さい。）

（                      円）

- 3 教育訓練施設（販売代理店等を含みます。）に支払うこととしてクレジット契約を結んだ入学金・受講料の合計額はいくらかですか。（クレジット契約をしていない場合には0と記載して下さい。）

（                      円）

- 4 教育訓練施設（販売代理店等を含みます。）、事業所その他の団体から還付を受けましたか。又は受けることになっていませんか。（奨励金、広報費、紹介料等名称の如何を問いません。）

はい                      いいえ

↓

- ・ 「はい」と答えた方に伺います。その場合の還付を受け、又は受けることとされている金額はいくらかですか。

（                      円）

→裏面に続きます

(43) 2017.1

